

## 令和3年第5回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年5月19日、午前10時から、地域振興プラザ大会議室において、令和3年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）  
今泉 浩史  
杉本 真紀子  
吉田 伸幸  
三戸 美代子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	佐藤 知子
学務課長	町田 義信
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	久野 由人
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎  
教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第19号議案  
「稲城市立稲城第二中学校用地に係る教育財産の取得の申出  
について」
- (5) 日程第5 第20号議案  
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (6) 日程第6 報告事項

教育長 　ただ今から、令和3年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は三戸委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

#### 〔教育行政報告〕

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 3 学校開放事業について（4月分）

学務課長

- 1 令和3年4月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 2 令和3年度児童・生徒数・学級数（学籍：令和3年5月1日現在）

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 学校訪問事業について
- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について

- 7 放課後子ども教室参加状況について（3月分）
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について（3月分）
- 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ3月分、公民館4月分）

学校給食課長

- 1 令和2年度給食調理数
- 2 第一調理場オープン記念試食会
- 3 令和3年度1学期学校給食開始
- 4 令和3年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会総会及び第1回場長会

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 学校との連携について
- 7 見学・取材について
- 8 図書館の利用状況について（令和3年4月分）

教育長

教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第4 第19号議案「稲城市立稲城第二中学校用地に係る教育財産の取得の申出について」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立稲城第二中学校用地の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、稲城市長へ教育財産の取得の申出を行う必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、第19号議案「稲城市立稲城第二中学校用地に係る教育財産の取得の申出について」説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項におきまして、地方公共団体の長は教育委員会の申出を待って教育財産の取得を行うものとする規定されていることから、稲城市長に対し稲城市立稲城第二中学校用地の取得について申出を行うものでございます。

申出の内容でございますが、財産名称は稲城市立稲城第二中学校用地。

位置でございますが、稲城市大字坂浜十八号1381番1の一部、同じく坂浜1366番1の一部、1418番4で合計面積でございますが、2,141平米となります。

恐れ入りますが、議案関係資料の議案概要説明書の後ろに添付しており

ます位置図をご覧ください。

そちらのほう位置図で示しておりますところが今回取得での申出をする土地でございます。場所といたしましては、稲城第二中学校の西側道路沿いの土地になります。現在、来校者用の駐車場、テニスコートの一部として利用している土地でございます。

稲城第二中学校用地につきましては、長年にわたりまして地権者から無償で土地をお借りしておりましたが、平成30年7月に相続が発生し、相続関係の整理がなされておりましたが、令和2年7月に相続人から市に対しまして土地買取のご提案があったことから協議を進めておりました。

教育委員会といたしましては、今回、この土地を取得することによりまして、教育活動や部活動など安定かつ円滑な学校運営の継続に寄与することが大いに期待できることから、教育財産といたしまして財産取得の申出を市長に行うものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 この取得予定地なんですけども、現在、駐車場とテニスコートということで使用しているということなんですけども、これ取得が終わった後の話なんですけども、同じような形で使用していくのか、それとも駐車場とテニスコートの整備が必要になるのか、その辺どのように考えているか教えてください。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 取得後の予定の用途につきましては、今現在の利用について継続のまま来校者用駐車場とテニスコートの一部の利用を考えているところでございます。

教 育 長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。

テニスコートと駐車場をそのまま継続ということなんですけども、その後のメンテナンスとかいろいろまた費用がかかるのかどうかということも含めて考えていけたらいいんじゃないかと思います。

これは意見です。以上です。

教 育 長 よろしいですか。

吉田委員 はい。

教育長 ほかに。  
杉本委員。

杉本委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、その申出が必要ということで、本日はそのための協議ということは理解しましたが、ここでは取得の申出を行うということに進んだ場合、その後ですけれど、買取りをするに当たっての予算上の経費についての取扱いと言いますか、その点は今後どのように進めていくのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 取得に向けての今後の予定でございますが、用地取得での申出をご承認いただきました後、教育委員会から市長に対し当該用地の取得の申出をいたします。現在、土地鑑定評価をしております、6月に鑑定評価が完了する予定でございます。7月に財産価格審査委員会に諮り、7月から8月を目途に契約締結をする予定でございます。契約に当たりまして令和3年度予算といたしまして、土地購入費と土地鑑定委託の予算を市長部局のほうで予算計上したところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。手続上の見通しが今のご説明でよく分かりました。承知いたしました。

教育長 ほかに。

( なしの声あり )

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第19号議案「稲城市立稲城第二中学校用地に係る教育財産の取得の申出について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第20号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

本議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長     ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。  
                  暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第20号議案は秘密会)

---

秘密会会議録は別紙

---

(これにて第20号議案の秘密会は終了)

( 暫時休憩 )

※退席した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長     再開いたします。  
                  これより、第20号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。  
                  本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長     挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 報告事項です。本日の報告事項は1件です。

報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について」を教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長     それでは、4月25日に発令されました3回目となります新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について、ご報告

をさせていただきます。

項目1、教育総務課関係でございます。

変更事業といたしまして学校体育施設開放事業、こちらにつきましては体育館をはじめとする屋内体育施設につきまして、4月26日月曜日から緊急事態宣言終了まで終了時間を21時30分から20時に変更しております。

屋外体育施設といたしまして、夜間照明を設置しております第五中学校の校庭につきましては、4月26日月曜日から緊急事態宣言終了まで終了時間を21時から20時に変更しております。

項目2、指導課関係でございます。

変更事業といたしまして、①4月26日月曜日から緊急事態宣言終了まで、市内小・中学校において、感染リスクの高い活動を一部制限しております。

②緊急事態宣言中の対応としまして、小・中学校の運動会・体育祭等を延期しております。

③同じく宣言期間中、小学校第5学年によりますふれあいの森宿泊体験学習を延期しております。

(2) その他でございます。

小学校第5学年によります大空町教育交流のホームステイ交流は中止し、タブレットを活用したオンライン交流を実施予定でございます。

小学校第6学年によります野沢温泉村宿泊体験学習につきましては、密を避けるためテント泊を中止し、民泊のみの2泊3日に変更しております。

項目3、生涯学習課関係でございます。

変更事業といたしまして、公民館貸出施設につきまして、4月27日火曜日から緊急事態宣言終了まで閉館時間を22時から20時に変更しております。

Iプラザの貸出施設、こちら生涯学習・児童青少年エリアの利用につきましては4月27日火曜日から緊急事態宣言終了まで、閉館時間を22時から20時に変更しております。

項目4、図書館課関係でございます。

変更事業といたしまして、①分館における予約資料の夜間受け取り時間を4月27日火曜日から緊急事態宣言終了まで、21時としていたところを19時30分までに変更しております。

②閲覧席でございます。こちらも4月26日月曜日から緊急事態宣言終了まで休止しております。

③インターネットパソコン利用につきましても、同じ期間で休止をしております。

(2) 中止事業でございます。

図書館課の各行事、イベントを中止しております。

(3) 新規対応でございます。

新たな対応といたしまして、混雑時には入場制限を行う場合があることを各図書館の入口及び館内に掲示、図書館のホームページで周知をしてい

るところでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 以上で報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

( なしの声あり )

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時53分閉会)